

令和 3 年（ネ）第 2677 号 共通義務確認請求控訴事件  
控訴人 特定非営利活動法人消費者機構日本  
被控訴人 株式会社 ONE MESSAGE 外 1 名

## 控訴審準備書面（1）

令和 3 年 11 月 12 日

東京高等裁判所 第 23 民事部 D 二係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 仲 居 康 雄



弁護士 瀬 戸 和 宏



弁護士 北 後 政 彦



弁護士 安 藤 博 規



頭書事件につき、被控訴人株式会社 ONE MESSAGE（以下、「被控訴人ワンメッセージ」という。）の令和 3 年 10 月 13 日付答弁書及び被控訴人泉忠司（以下、「被控訴人泉」という。）の令和 3 年 10 月 5 日付控訴答弁書の内容には、法令解釈についての誤解だけでなく、原審で主張されていなかった新たな事実の主張、原審で認めていた事実を否認する主張、事実を曲解した主張などがあるので、本書面を提出するものである。

なお、以下に「特例法」とあるのは、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事裁判の特例に関する法律」のことである。

## 第1 特例法3条4項の解釈に著しい誤りがあること

### 1 被控訴人泉の主張

被控訴人泉は、法3条4項の要件は、事業者の予測可能性を担保するためのものであり、国会の審議を踏まえ、消費者庁が作成した一問一答の記述を厳格に適用すべきものと主張するようである。

しかし、被控訴人泉の主張は、独自の見解に過ぎない。

以下、詳述する。

## 2 予測可能性について

### (1) 予測可能性の第1は、当該事案が特例法の対象となるか否かである。

乙B17の1の豊永政府参考人の発言(14頁)にもあるように、検討会の段階から、「健全な事業活動が阻害されることは好ましくない」ことや、「濫訴や過大な損害賠償のリスクによる企業活動の萎縮や、訴訟の予防、対応、保険利用によるコストの増大を懸念」され、このような声を踏まえ、どのような事案が特例法による対象になるのかについて検討した結果、特例法では、「相当多数の消費者に生じた財産的被害」で、且つ「消費者に対する共通する事実上及び法律上の原因に基づく」き、「金銭の支払い義務を負う」事案に限定したうえ(法2条4号)、さらに、「消費者に対する共通する事実上及び法律上の原因に基づく」請求として共通義務確認対象となる事案の類型を細かく定めて限定している(法3条1項)。

このことにより、事業者には、どのような請求事案が特例法の対象となるかが明確となっている。

### (2) 予測可能性の第2は、敗訴した場合の負担金額である。

特例法は、上記のように対象となる事案の類型を限定した上で、更に、事業者が支払うことになる金額の予測可能性と消費者の被害回復の迅速性に資するために、請求額が消費者毎の事情による個別性が大きいと判断される類型を除外している(法3条2項)。この除外事由は、いわゆる支配性を欠くことが類型的に認められるものともいえる。

### (3) 被告となることの予測可能性

さらに、特例法は、3条3項において、事業者が、どのような場合に被告とされるのかについても、厳格に限定している。

#### (4) 小括

以上の規定の適用により、事業者は、どのような案件が特例法の適用対象となり、自らが被告となるのか、敗訴した場合に支払義務を負う金額がどの程度になるかについて、十分な予測が可能となっている。

### 3 特例法3条4項は、予測可能性の問題ではないこと

控訴理由書でその見解を引用した伊藤眞教授及び山本和彦教授は、いずれも、本法の基礎となる「集団的消費者被害救済制度専門調査会」の委員（伊藤眞教授は座長）であり、両委員の説くところは、要するに、法3条4項は、特例法が、共通義務確認の訴えと簡易確定手続きという二段階制を取り、消費者被害の迅速な回復に資するための要件であるということであって、予測可能性の問題ではない。

不法行為であれば過失相殺がつきものだと、あるいは、さらに限定して、投資にかかる不法行為であれば過失相殺はつきものであると定型的な判断が可能であれば、はじめから特例法3条1項に定められることは無く、又は2項で除外されていたはずであるが、除外されていない。

多数性及び共通性を満たす特例法2条4号に該当する不法行為（特例法3条1項4号）を行った同法3条3項の要件に該当する者は、特例法により、同法3条2項各号の損害を除く責任を追及されることの予測は十分に可能であるから、被控訴人泉が、特例法3条4項を予測可能性の視点から解釈せよと主張しているのであれば、失当である。

なお、特例法3条4項は、特例法の適用を制限する例外を定めた規定であるから、消費者被害の救済という特例法の趣旨からは、安易に「困難である」として、救済の場面を制限することのないように、制限的に解釈すべきである。このことは、「ぜひ対象を広げていくようご尽力をいただければというふうに思います。」と郡委員が述べているところでもある（乙B17の1・6頁 中程）。

#### 4 被控訴人泉の厳格に解釈せよという意味について

(1) 結局、被控訴人泉は、一問一答の記述を厳格に適用せよ、と主張しているように思われる。

しかし、一問一答で述べられている具体例は、「その違法性の程度がそれほど重大なものではないため、過失相殺が問題となる場合であって個々の消費者ごとの過失相殺についての認定判断が困難な場合」と記述されており、単に過失相殺が問題となる場合がすべて特例法3条4項に該当するとは記述されていない。

(2) そもそも、特例法は共通義務確認訴訟において、不法行為に基づく損害賠償請求を認めているのであるから、不法行為者が、過失相殺を主張すると言いさえすれば特例法の適用がなくなるというなら立法趣旨に反する。被控訴人も引用する「一問一答」で、本法が悪質商法事案にも対応できるとされていることとも矛盾する(甲22, Q8)。

(3) 以上のように、一問一答でも、過失相殺が考えられる場合だからといって、直ちに特例法3条4項の「判断が困難であると認めるとき」に該当するとはしていないのであり、被控訴人泉の主張は、理由がない。

#### 5 まとめ

本件は、本訴提起前から、既に集団訴訟が提起されていた事案でもあるから、被控訴人らが、特例法の適用案件とならない、と考えることもおかしい。

また、支払うべき金額についても、売買代金が賠償額の上限であり、被控訴人らは購入者の数を承知しているのであるから、この点でも、予測可能性の問題は生じない。

さらに、過失相殺についても、控訴人が原審以来主張してきたように、消費者に過失はないか、少なくとも本件は、違法性の程度が重大であることは明らかであるから、「違法性の程度が重大でない」場合ではなく、一問一答の記述に記載された支配性のない場合に該当することもない。なお、控訴人らの行為の違法性の程度が重大であることや消費者に過失のないことは、控訴審における被控訴人らの主張によ

って、より明白となったので、以下に補足する。

以上のとおり、国会における議論を前提として、一問一答の記述を厳格に解釈し、本件が特例法3条4項に該当するという被控訴人泉の主張は、失当である。

## 第2 控訴審における被控訴人らの主張によってより明白となった違法性及び被控訴人らの認識（故意）について～過失相殺をすべき事案ではないこと～

### 1 被控訴人泉について

(1) 被控訴人泉は、パルテノンコースの勧誘について、故意であるとの立証がないとして、「パルテノンコースの説明時においては当初A Iが自動トレードを行う旨説明を受けていたことから」事実と異なる認識をもって勧誘行為を行ったことはない（控訴答弁書17頁）から故意はないなどと主張するようである（同21頁）。

なお、この主張（控訴答弁書17頁）は、控訴審において初めて述べられたものである。

しかし、この主張を購入者らが知らされれば、驚き仰天するであろう。なぜなら、被控訴人泉は、甲第5号証（以下に引用する頁は、甲第5号証の2の頁数）で以下のように述べていたからである。

①「プロジェクトのメンバーをはじめパートナー企業や僕の使える限りの人脈を全て巻き込んで連日連夜、会議を繰り返しました。その結果、金融系のシステムが世界で最も進歩している国であるイスラエルのある企業との業務提携が実現し、日本初公開となるシステムを特別に提供することができるようになったのです。その名も『ハイスピード自動A Iシステム』です」（3頁4～9行目）。

①において、被控訴人泉は、ハイスピード自動A Iシステムの開発に中心的に携わり、開発したと述べているのであるから、誰が考へても、被控訴人泉がハイスピード自動A Iシステムの内容を承知していると考えるであろう。ところが、驚くべきことに、被控訴人泉は実のところ、システムの内容を知らなかったというのである。被控訴人泉の上記控訴答弁書の主張が事実であれば、勧誘動画（甲第5号証の1）で、被控訴人泉が語ったハイスピード自動A I Sys

テムの開発にかかる話（上記①）は、真っ赤な嘘であり、虚偽であるということになる。勧誘動画（甲第5号証の1）で、被控訴人泉が語った上記①の話が虚偽であることについて、被控訴人泉が故意であることは言うまでもない

そして、上記①で引用した事実の有無は、ハイスピード自動A Iシステムの評価にかかわる重大な事項であるから、勧誘における虚偽説明の違法性は重大である。

(2) さらに、被控訴人泉は、次のようにも述べていた。

②「このシステムは日本初公開ですし、日本では今後も僕しか扱う権利がない特別なシステムです」(3頁12~13行目)。

しかし、被控訴人ワンメッセージが控訴審で明らかにした事実によれば、ハイスピード自動A Iシステムは、被控訴人ワンメッセージが、スポットオプション社に月額100万円の利用料を支払って提供していたということである（被控訴人ワンメッセージの控訴答弁書14頁）。

この被控訴人ワンメッセージが明らかにした事実によれば、被控訴人ワンメッセージが利用料を支払っていたのであるから、被控訴人泉の「日本で今後も僕しか扱う権利がない特別なシステム」という説明は真っ赤な嘘であり、虚偽ということになる。「日本初公開」という説明も、スポットオプション社に利用料を支払って使っている人が他にいないとは限らず、虚偽である蓋然性が高い。

上記②で引用した事実は、ハイスピード自動A Iシステムを含むパルテノンコースを購入するか否かに関する重要な判断要素であるにもかかわらず、被控訴人泉は、勧誘に際し、平然とこのような虚偽事実をあたかも真実であるかのように語っていたものであり、これは、単に故意という言葉ではすまされることではなく、消費者に対する積極的な加害意思を有していたことを示すものであろう。

また、①被控訴人泉がハイスピード自動A Iシステムの内容を知らなかったこと、②同システムは、被控訴人泉しか取り扱うことができない特別な権利ではなかったにもかかわらず、これに反する説明を平然としていたことは、違法性という観点からいえば、被控訴人泉が、同システムの重要な部分について確かめることもなく、虚偽

事実を吹聴していたことになり、被控訴人ワンメッセージは、そのことを承知しながら、被控訴人泉という暗号通貨のカリスマ的存在を利用し、消費者を騙していたのであるから、これ以上の悪質性はなく、両者の共謀も明白である。

## 2 被控訴人ワンメッセージについて

(1) 上記のとおり、被控訴人ワンメッセージは、パルテノンコースがどのようなものであるかをすべて承知した上で、被控訴人泉が暗号通貨のカリスマ的存在だと評価されていることを利用して、被控訴人泉に虚偽事実を語らせていたことになる。(被控訴人泉も虚偽事実であることを承知して勧誘していたことは、前述の通り。) この事実は、被控訴人ワンメッセージが故意の不法行為を平然と行っていたことを裏付けている。

(2) 被控訴人ワンメッセージは、「勧誘表示に・・は多少の誇張・誇大は許容され、誇張・誇大の程度が社会一般に許容される程度を超えるものが初めて違法性を帯びる」(4頁)と主張する。

しかし、控訴人らが縷々主張しているように、被控訴人らの勧誘表示は、誰でも簡単に確実に多額の利益を得られるとする主要な箇所が虚偽であり、社会一般に許容される程度を著しく超えていることは明白である。

(3) また、被控訴人ワンメッセージは、「仮に誇大表示に当たるべきものがあったとしても、それが購入の動機になっているかどうか疑問なものがあるし、それを確実なもの信じて購入したのだとすると、大きな落ち度があるものである」などと、因果関係（購入の動機）はない、または大きな過失があるかのような主張する(12頁(4))。

しかし、勧誘内容を信じなければ購入しない、勧誘内容を信じたからこそ購入したと考えるのが通常であるから、虚偽または著しく誇大な勧誘表示と購入との間には因果関係はある。また、虚偽または著しく誇大な勧誘表示を行った者は当然、故意であるから、このような場合にまで、虚偽または著しく誇大な勧誘表示をした者が、購入者の過失を主張することは、到底容認されるものではない。

(4) 更に、被控訴人ワンメッセージは、パルテノンコースについて「『初

期設定を済せて、後は放っておけば、自動的にお金が増えるシステム』なるものがこの世に存在するとは思われない。本気で信じたというのであれば過失ありというべきである」(12頁)とまで主張する。

しかし、「初期設定を済せて、後は放っておけば、自動的にお金が増えるシステム」として、勧誘・販売したにもかかわらず、訴訟の場で責任追及されるや一転して、そのようなシステムが存在するはずはないなどとする被控訴人ワンメッセージの態度は是認されるものではない。かのような主張は、被控訴人ワンメッセージが、パルテノンコースに関する被控訴人泉の説明が虚偽であることを見知っていたことを自認しているものであるから、このような故意の違法行為の場合に過失相殺すべきでない。これを認めると、違法行為を法が容認した結果となるからである。

#### (5) 悪意がないとの主張について

ア 被控訴人ワンメッセージは、「人の弱みにつけこむ」といった意図もなければ、「他人をだまして暴利を得る」などといった動機などもないと主張し、具体的には、仮想通貨バイブルにより購入者に提供した情報に基づいてビットコインなどに投資した場合には、購入者に相当な利益を取得させていたことは結果的にみて明らかであると主張する(答弁書第3の5(1)、14頁第2段落)。

しかし、以上のとおり、被控訴人ワンメッセージが、「他人をだまし」たことは明白であり、虚偽に満ちた勧誘で本来消費者が購入するはずもない商品を販売し暴利を得たことも明白である。

また、仮想通貨バイブルにおいて、被控訴人泉がビットコインの購入を推奨したとする証拠はない上、仮にビットコインを購入したことにより利益を得た者がいたとしても、自己の判断でリスクを伴う投機において利益を得たことを示すものでしかなく、被控訴人泉の情報提供によるものではない。

イ さらに、被控訴人ワンメッセージは、ハイスピード自動A.I.システムは、スポットオプション社が開発したものであるが、このシステムを無償で購入者に利用させていたと主張する(答弁書第

3の5(1)、14頁第4段落)。

しかし、パルテノンコースの購入者は、代金を払ってハイスピード自動A Iシステムを利用するのであるから、被控訴人ワンメッセージがシステムを無償で提供したかのような主張は、不当である。むしろ、この事実を隠し、あたかも、被控訴人泉が開発し、被控訴人泉しか日本で提供できないものと虚偽の説明をさせたことが重大である。

### 3 まとめ

以上のとおり、控訴審において被控訴人らが提出した答弁書等によって新たに判明した事実から、被控訴人らの違法性がより一層明瞭となつた。被控訴人らの故意による、極めて悪質な、違法の程度が非常に高い違法行為であるから、被控訴人らの過失相殺の主張など到底認められものではない。

## 第3 消費者の過失について

### 1 本件で消費者の過失を問題とすることの誤り

前記のとおり、本件では、被控訴人らの極めて強い悪質性からは、消費者の過失を問題とすることは誤りである。

また、被控訴人泉が購入者の過失を基礎付けると主張する事情は、消費者の過失を基礎付けるものではない。仮に、被控訴人らとの間で、ある購入者に特に斟酌すべき過失を基礎付ける事情があるとしても、支配性を理由に共通義務確認請求を却下するものでもない。

なお、被控訴人ワンメッセージの「本気で信じたというのであれば過失ありというべきである」との主張が認められないことは、上述したとおりであり、そのような主張は法が認めるところではない。

故意の不法行為の場合に過失相殺を認めるべきでないことは、控訴理由書35頁以下で述べたとおりであるが、さらに、被控訴人ワンメッセージが書証として提出する乙A第16号証においても、今川嘉文教授は「2過失相殺の機能」の箇所において、「安易な過失相殺は、損害賠償制度としての不法行為の趣旨に反し、取引業者に対し違法に獲得した利益を吐き出させることができなければ、違法行為を助長す

ることになる。現実に悪質な取引業者の中には、損害賠償が命じられても多大な過失相殺がなされることを見通して、違法行為をなす者もいる。」と指摘し、さらに過失相殺の不合理性を述べている。

このような考え方から、昨今、故意の不法行為の場合には過失相殺は認められないとする裁判例も多い。更に、最高裁判所は、その違法性が重大な場合には、民法708条の趣旨から、不法行為者の被害者に対する利得の返還も認めていない。

（控訴理由書37頁の甲46とあるのは、甲45の誤りであったから、甲45と訂正する。）

## 2 仮想通貨バイブルについて被控訴人泉の主張

（1）被控訴人泉は、仮想通貨バイブルの購入者の過失を考慮すべき事情として、以下の①～⑪を指摘し、購入者ごとに精査してその過失割合を決定すべきものと主張する。（控訴答弁書第4の7の2）、2頁）。

- ①そもそも投資経験があるか
- ②投資経験があるとして仮想通貨に対する投資経験があるか
- ③仮想通貨以外の投資経験があるとして、その投資内容はどのようなものか、その投資に関与した期間はどのくらいの期間か
- ④仮想通貨に対する投資経験があるとしてその仮想通貨はビットコインであるか他のアルトコインであるか、その投資に関与した期間はどのくらいの期間か
- ⑤経歴として職業柄投資とは縁遠い主婦や公務員等であるか
- ⑥経歴として職業柄投資と親和性がある証券会社や銀行等金融機関等の従業員であるか
- ⑦経歴として被控訴人泉が主催するドラゴンアカデミーの塾生であったか
- ⑧経歴として被控訴人泉のメールマガジンの読者であったか
- ⑨仮想通貨バイブルを購入した経緯が、ウェブページによる案内によるものか
- ⑩仮想通貨バイブルを購入した経緯が、事前動画を見て内容を十分に理解したことによるものか

⑪仮想通貨バイブルを購入した経緯が被控訴人泉が紹介しているという人的要素によるものか

⑫仮想通貨バイブルを購入した経緯が、被控訴人泉とは関係のない第三者による紹介によるものか

(2) しかし、以上の事情は、消費者の過失の要素にならない。

ア ①～⑥について

①から⑥は、消費者の属性である。

しかし、本件の勧誘は「日本初公開の最新テクノロジー」（「仮想通貨バイブル」）、というのであり、いかなる属性の消費者であっても、公開前の最新テクノロジーが信用できるかどうかは全く未知なのであるから、①～⑥については、過失相殺の事情としてそもそも考慮されない。

また、控訴理由書第5の1(2)(32頁)において主張したとおり、本件で対象消費者は、誰でも簡単に確実にリスク無く稼ぐことができるなどと説明した被控訴人らの勧誘を信頼し、購入したことで損害を受けたものであり、投資判断そのものを誤ったものではない。

イ ⑦、⑧、⑪について

これらは、被控訴人泉との繋がりに関する事情であるが、これらの事情が何故、過失相殺の事由となるのか不明である。

対象消費者の中には、かねてから被控訴人泉のファンで、説明内容と商品内容に齟齬があろうとなかろうと関係なく購入した者がいるはずだとの主張（因果関係がないとの主張）であるならば、そのような対象消費者は極めて限定的であろうし、「個々の消費者の事情により金銭を支払う理由がない場合」として扱えばよく、多数の消費者の審理を適切かつ迅速に進めることは十分可能である。東京医大の事件では、出願者の属性を不利に扱う得点調整がなされることを知っていても受験したかどうか、といった個別の事情について、簡易確定手続きにより判断できないとはいえないとして、支配性なしとはしていない（甲25）。

ウ ⑨、⑩、⑫について

これらは、仮想通貨バイブルの購入経緯についてであるが、こ

れが何故過失相殺の事情となるのか不明である。

購入の経緯はともかく、勧誘の内容については、控訴人が、訴状4頁第3，2（1）イ（VIPクラスは同（2）ア）において主張し、被控訴人泉は、この主張を被告泉第1準備書面答弁書2頁（2）（VIPクラスについては同（3））で認めている。

したがって、どのような経緯を経ようとも、被控訴人泉による勧誘動画が、対象消費者の購入動機の起点になっているのであるから、被控訴人泉が、購入の経緯の何をもって購入者の過失と主張するのか不明である。

### 3 パルテノンコースについての被控訴人泉の主張

（1）被控訴人泉は、パルテノンコースの購入者の過失を考慮すべきものとし、上記①～⑧に加えて、以下⑨～⑭の事情について、購入者ごとに精査してその過失割合を決定すべきものと主張する（控訴答弁書第4の7の3）、22～23頁）。

⑨パルテノンコースを購入した経緯が、被控訴人泉から動画によるものか、それとも動画とは関係なく第三者から紹介されたことによるものか

⑩パルテノンコースを購入した経緯が、事前動画を見て内容を十分に理解したことによるものか

⑪パルテノンコースの購入した経緯が被控訴人泉が紹介しているという人的要素によるものか

⑫パルテノンコースにおいて自動A.I.システムを目当てで購入したのか

⑬パルテノンコースにおいて被控訴人泉による合宿を目当てで購入したのか

⑭パルテノンコースにおいて被控訴人泉とのラインが目当てで購入したか

（2）しかし、以上の事情は、消費者の過失の要素にならない。

ア ①～⑧について

被控訴人らは、パルテノンコースの目玉であるハイスピード自動A.I.システムについて、被控訴人泉が中心となって開発した日

本初公開のものと説明していたのであるから、いかなる属性の消費者であっても、公開前のシステムが信用できるかどうかは全く未知となる。したがって、上記仮想通貨バイブルの箇所で述べたとおり、①～⑥の事情を、過失相殺の事情としてそもそも考慮すべきではない。

また、⑦、⑧についても、上記仮想通貨バイブルの箇所で述べた前記（1）イの主張がそのまま当てはまる。

#### イ ⑨～⑪について

⑨～⑪は、購入の経緯についての事情であり、被控訴人泉は、仮想通貨バイブルと同様、パルテノンコースについても購入経緯ごとに事情を精査すべきものと主張する。しかし、上記仮想通貨バイブルの箇所で述べたとおり、どのような経緯を経ようとも、被控訴人泉による勧誘動画が、対象消費者の購入動機の起点になっていることは動かしがたい事実である。

原審において、被控訴人らが対象消費者に対し、直接、勧誘動画を通じて、パルテノンコースの購入を勧誘したと主張し（訴状12頁3、3（1）ア）、被控訴人泉は、これを認めているのであり、争いのない事実である。

#### ウ ⑫～⑭について

⑫～⑭は、ハイスピード自動A Iシステムが購入動機に関する事項であり、この主張は、虚偽説明と関係なく購入した者がいるはずだとの主張（因果関係がないという主張）で、過失相殺の主張ではない。

仮に、因果関係の主張だとしても、パルテノンコースの目玉として、ハイスピード自動A Iシステムを紹介しているのであるから、通常、ハイスピード自動A Iシステムの勧誘と無関係ということは考え難い。

また、上述した東京医大事件判決の判断と同様であり、全体として因果関係が推認されるので、仮想通貨バイブルの箇所で述べたように、そのような対象消費者は極めて限定的であろうから、簡易確定手続において個別の判断は可能であり、本件の審理を適切かつ迅速に進めることは十分可能である。

#### 4 まとめ

以上のとおり、被控訴人泉が購入者の過失を基礎付けると主張する事情は、本件では、過失を基礎付ける事情とは認められない。

仮に、因果関係についての主張であれば、簡易確定手続における審理の工夫等によって、適切かつ迅速に判断することは十分可能である。

#### 第4 その他 被控訴人らの主張の重大な誤り

被控訴人らの事実に関する主張には、看過し難い重大な誤導があり、誤った帰結を導くおそれがあるので、あえて指摘する。

##### 1 仮想通貨バイブル及びV I Pクラスについて

###### (1) 被控訴人ワンメッセージの主張

###### ア 被控訴人ワンメッセージの主張

被控訴人ワンメッセージは、購入者が仮想通貨バイブルを購入することによって得ようとしていたのは、仮想通貨に投資した場合将来値上がりなどによって利益が得られるかどうか、どのような仮想通貨が投資対象としてふさわしいか等、投資対象にかかる情報の取得であったとみるのが相当であると主張する（答弁書第3の3（3）ア、6頁第2段落）。

また、V I Pクラスについて、被控訴人泉とより密接なつながりを得、最新情報を獲得し、新たな投資対象・投資方法を見出すことがV I Pクラスの目的だと主張する（答弁書第3の3（3）イ、8頁第2段落）。

しかし、いずれの主張も、被控訴人らの勧誘における説明内容から著しくかけ離れたものであり、誤りである。

###### イ 消費者の購入動機

仮想通貨バイブル及びV I Pクラスの購入を勧誘するにあたり、甲第3号証、甲第4号証で被控訴人泉が騙った内容は、原審での控訴人らの準備書面（1）の別表「甲第3、4号証の勧誘分析表」でまとめたとおりであり、V I Pクラスにあっては、「より確実に」、「より早く」との説明がなされていた（甲3の15枚目右側、甲4の34頁）。

このような説明を受けた消費者が、仮想通貨バイブルを購入する動機は、誰でも、簡単に、リスク無く等8つの鉄則を満たした仮想通貨で稼ぐことができる具体的な方法（具体的でないと、誰でもできることにはならない）を知ることができるということではある。

#### ウ 小括

したがって、被控訴人ワンメッセージの主張は、誤りである。

仮に、被控訴人ワンメッセージが主張するような消費者がいたとすれば、極めて特異な消費者と言わざるを得ないから、簡易確定手続きにおいて前述した東京医大の場合と同様の工夫をすれば足りる。

### （2）被控訴人泉の主張

#### ア 被控訴人泉の主張

被控訴人泉は、仮想通貨バイブルにおいて紹介された稼ぎ方は、①どの方法も極めて簡単な方法であり、②多大な時間を要するものもなく、③多額の資金もかからず、④パソコン一つあればできることから場所も問わず、⑤不労所得であり、⑥複数の手段を実践すれば複数の収入源となるものであり、⑦今後仮想通貨が世界中に広まり値上がりすることは明らかであったから、長期的に継続してお金を入手することができるものであるとし、⑧例えば、アービトラージによる方法、新しい仮想通貨を紹介してその発行会社から報酬を得て稼ぐ方法、アフィリエイトや広告報酬を得る方法によれば客観的に見て全てリスクがないものであると主張する（控訴答弁書第4の2の2）、13頁～）。

イ リスクがないとの主張は誤りであり、リスク以外の他の鉄則も満たさないこと。

被控訴人泉は、リスクのないものとして3つの取引例を指摘する。しかし、被控訴人泉が、勧誘の際に説明した内容は、8つの鉄則をパーカクトに満たすというものであった。しかも、億万長者を信じないとしても、「日給3～30万円の不労所得を手に入れたビジネス初心者が続出中」とし、「あなたが日給2万円～30万円の収入を稼ぐためのステップ」（前掲「甲第3、4号証の

勧誘分析表」24番) というのであるから、少なくとも日給2万円程度は稼げるものとも誤信させている。

被控訴人泉が、リスクのないものとするアービトラージ(サヤ取引)は、「90歳のおじいちゃん」でも(甲3の1枚目左側、甲4の1枚目)誰でもできるとは到底思えないし、少なくとも2つの取引所の常に変動する取引価格を見て、タイミング良く取引しなければならないから、タイミングを誤れば損をするかもしれません(リスクがある)、利益の出る取引を見つけるのに時間も、手間もかかるので、不労所得とは言えない。

新しい仮想通貨を紹介してその発行会社から報酬を得て稼ぐ場合、その仮想通貨がインチキだった場合(例えばノアコイン)、紹介をした相手から損害賠償の請求を受けるリスクがある。また、その発行会社との間で、紹介料報酬を貰う契約をしなければならず、誰でもできるわけでもない。また、その発行会社がいつまでも発行するわけではなく、長期継続してお金が入ってくるわけでもない。

最後に、アフィリエイトや広告報酬を得る方法について、リスクはないかもしれないが、巨額の利益はともかく、日給2万円程度を得るためにさえ、それ相応の才覚と労力が必要であり、誰でもできるわけではなく、長期継続してお金が入ってくるようにするためには不断の努力が必要であり、不労所得というわけでもない。

#### ウ 小括

したがって、被控訴人泉の主張は、誤りである。

## 2 パルテノンコースに関する被控訴人ワンメッセージの主張

- (1) 被控訴人ワンメッセージは、パルテノンコースの目玉となるハイスピード自動AIシステムについて、本システムが偶然性に左右されるバイナリーオプション取引を基礎にするものであったとしても、偶然性を減殺し、長期的総体的には、利益を得ることが可能となるシステムを構築することも不可能ではないと主張する(答弁書第3の3(2)ウ、11頁第2段落)。

## (2) 被控訴人らによる説明内容から期待される商品の内容

しかし、パルテノンコースの購入を勧誘するにあたって、被控訴人らの説明は、「初期設定さえ済ませてしまえば、自動A Iがあなたの代わりに24時間365日金を増やし続けるシステム」であり、勝率100%であることを前提とした表示をしたことは、被告ワンメッセージも認めるところである（答弁書第3の3(2)ウ、11頁最終段落）。

かような説明を前提とすれば、パルテノンコースにおいて提供されるべきシステムは、パルテノンコースの購入者全員が金を増やし続けることができるシステムでなければならず、「長期的総体的には、利益を得ることが可能となるシステム」ではない。

仮に、辻村康之氏（乙A18）のような一部に利益を得たものがあったとしても、どのようにして得た利益かも明らかではない上、そもそも、パルテノンコースにおいて提供されるシステムは、パルテノンコース購入者の全てが利益を得るシステムでなければならず、被控訴人ワンメッセージは、このことを立証できていない。できているなら、本件と同種事案である東京地方裁判所が言い渡した判決（甲14）に示された判断となるわけはない。

## (3) 小括

したがって、被控訴人ワンメッセージの主張は、意味が無い。

## 第5 結論

以上のとおり、被控訴人らの主張には、理由はなく、原判決は取り消しを免れない。

以上